

日韓会談文書 = 1951年～1965年の日韓正常化交渉記録
韓国では5年前 すでに公開されているのに
日本では30年以上過ぎた外交文書を隠すのは適法なのか

二次訴訟・控訴審の **判決は**

6月23日(水) 1:30～

東京高等裁判所 812号法廷 (霞ヶ関駅 A1 出口)

報告集会 & 記者会見 2:00～5:00

弁護士会館 1002号室 (霞ヶ関駅 B1a 出口)

今、日本の民主主義が問われている 控訴審における日韓弁護士の訴え

韓国原告の崔鳳泰弁護士

本訴訟は、たとえ日本で進行中の情報公開訴訟であっても、原告らが日本国籍だけでなく、韓国国籍を有した人たちも含まれていることからすれば、東アジアの民主主義を達成するために、重要な意味を持っている国際訴訟であります

東澤主任弁護士

一審判決は、情報公開法が民主主義の実現のために司法に託した役割を放棄したものである。このような判決を控訴審でくつがえさなければ、情報公開法に悪い先例を残ことになる。このような悪い先例を残すことについて、裁判官の皆さんはどうお考えになりますか。

三次訴訟 第8回口頭弁論
6月30日(水) 10:30～
東京地裁 522号法廷

**みなさまの傍聴を
お待ちしております**

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表： 太田 修 田中 宏
西野瑠美子 吉澤文寿

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX: 0463-95-4662